

1

令和7年第1回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案

令和7年1月30日

議 事 日 程

令和7年1月30日(木曜日)

午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 1 号 東濃西部広域行政事務組合議会の個人情報保護に関する条例及び東濃西部広域行政事務組合個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議第 2 号 令和6年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)
- 第 5 議第 3 号 令和6年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算(第1号)
- 第 6 議第 4 号 令和6年度東濃看護専門学校事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 7 議第 5 号 令和6年度東濃西部少年センター事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 8 議第 6 号 令和6年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 9 議第 7 号 令和6年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 10 議第 8 号 令和6年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 11 議第 9 号 令和7年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算
- 第 12 議第 10 号 令和7年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算
- 第 13 議第 11 号 令和7年度東濃西部少年センター事業特別会計予算
- 第 14 議第 12 号 令和7年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計予算
- 第 15 議第 13 号 令和7年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計予算
- 第 16 議第 14 号 令和7年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算

議第1号

東濃西部広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例及び東濃西部広域行政事務組合個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例の一部を改正する条例について

東濃西部広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第6号）及び東濃西部広域行政事務組合個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例（令和5年条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和7年1月30日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 高木 貴行

東濃西部広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例及び東濃西部広域行政事務組合個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例の一部を改正する条例

（東濃西部広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第1条 東濃西部広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の部中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（東濃西部広域行政事務組合個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例の一部改正）

第2条 東濃西部広域行政事務組合個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例

(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項及び第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、第1条中東濃西部広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例第2条第10項の改正規定及び第12条第5項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。